

さいたま市水道局告示第39号

給水装置工事管理業務について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月18日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 業務名

給水装置工事管理業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 一般財団法人埼玉水道サービス公社

(2) 住所又は事務所の所在地 さいたま市北区東大成町二丁目445番地1

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月2日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月10日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入

(1) 給水装置工事管理業務の埋設管調査窓口対応に伴う給水装置しゅん工図謄本交付手数料

(2) 給水装置工事管理業務の埋設管調査窓口対応に伴う情報の写しの交付に要する費用

7 連絡先

担当 さいたま市水道局業務部給水工事課管理係

電話 048（714）3089